

原議保存期間	10年(平成41年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警視庁交通部長殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第140号
平成30年12月27日
警察庁交通局交通規制課長

駐車場法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う交通警察の対応について (通達)

駐車場法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第354号。以下「改正令」という。）が、本日公布・施行された。

今回の改正の経緯、改正令による改正後の駐車場法施行令（昭和32年政令第340号。以下「新令」という。）の解釈及び交通警察の対応は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

また、「駐車場法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について」（平成16年6月29日付け警察庁丁規発第43号）は、廃止する。

なお、本通達については、国土交通省と協議済みである。

記

1 駐車場法施行令の改正の経緯

(1) 改正令による改正前の駐車場法施行令（以下「旧令」という。）第7条の規定では、一定規模以上の大規模な路外駐車場の出入口の設置に当たっては、円滑かつ安全な道路交通の確保の観点から、その出入口を道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条各号に掲げる道路の部分（交差点の側端又はそこから5メートル以内の道路の部分を除く。）や幅員が6メートル未満の道路の部分に設置することはできないこととされていた。

(2) これに関し、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）及び「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）に、道路のまがりかどから5メートル以内の部分等における路外駐車場の出入口の設置規制については、安全対策を講ずること等により、

道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、路外駐車場の出入口の設置を可能とし、平成30年中に必要な措置を講ずるとされた（別添1参照）。

これを受け、関係省庁において検討の上、改正令により、路外駐車場の出入口に係る構造の基準を緩和することとしたものである。

(3) 改正の具体的な内容は、国土交通大臣が関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会と事前協議の上、国土交通大臣の認定（以下「大臣認定」という。）により路外駐車場の出入口を設けることができる部分として、旧令において規定されていた交差点の側端又はそこから5メートル以内の道路の部分以外に、次の道路の部分を追加したものである（別添2から別添5まで参照）。

ア 道路のまがりかどから5メートル以内の道路の部分

イ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の道路の部分

ウ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の道路の部分

エ 幅員が6メートル未満の道路の部分

2 新令の解釈

新令の解釈は、次のとおりである。

- (1) 新令第7条第2項第1号の「（当該道路又はその部分以外の同号イからヘまでに掲げる道路又はその部分に該当するものを除く。）」により、例えば、道路のまがりかどから5メートル以内の道路の部分と踏切が重複するような場合には、従前のとおり、当該道路の部分に自動車の出口又は入口を設けてはならない。
- (2) 新令第7条第2項柱書きの「必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により」とは、交通整理を行わない場合においても国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めることがあり得る趣旨である（したがって、必ず都道府県公安委員会が信号機、道路標識等を設置して交通整理を行わなければならないわけではない。）。
- (3) 新令第7条第3項の「関係のある（中略）都道府県公安委員会」とは、自動車の出口又は入口の設置に係る当該道路の部分及びその付近を管轄する全ての都道府県公安委員会をいう。
- (4) 新令第7条第3項の規定による「協議」を行った結果、合意が得られなかつた

場合には、自動車の出口又は入口を当該道路の部分に設けてはならない。

3 交通警察の対応

新令第7条第3項の規定により、国土交通大臣から協議を受けた際は、2を踏まえ、当該路外駐車場周辺の道路状況、交通状況等を勘案して、交通流の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害を防止するため必要な意見を申し入れること。

～別添省略～